

公募型指名競争入札の執行について

公募型指名競争入札を次のとおり執行する。

平成 30 年 3 月 1 日

大阪市住宅供給公社
理事長 鬘 恒三

1 担当課

〒530-0041 大阪市北区天神橋 6 丁目 4 番 20 号
大阪市住宅供給公社総務部経理課
電話 06-6882-7003

2 入札に付する事項

(1) 委託名称

コーシャハイツ諸口外 23 住宅駐車場附帯設備で使用する電力供給（単価契約）

(2) 需要場所

大阪市 此花区、中央区、西区、港区、西淀川区、天王寺区、旭区、城東区、鶴見区、
阿倍野区、住之江区、住吉区、平野区
（詳細は仕様書による。）

(3) 電力供給期間

既契約の契約切替後の直近検針日から平成 32 年 3 月の検針日前日まで

(4) 業務概要

駐車場附帯設備で使用する電力の供給を行う。

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ公社が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の 2 年間の総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

3 発注方式

単体企業に発注する。

4 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市住宅供給公社（以下「当公社」という。）の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

(1) 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者の登録を受けている者であること。

- (2) 平成 28 年 4 月 1 日以降で、供給期間を 2 年以上とする電力供給契約を締結している実績(※)があること。

※実績とは

用途が「共同住宅」で 20 棟以上の低圧電力供給とする。なお、電力量に換算すると年間 16 万 kWh 以上の低圧電力供給を履行している場合は、実績を認める物件数に相当するとみなす。

- (3) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。

- (6) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者で、次の①～④のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの 1 者しか参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。

ア 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定にする親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 以下のいずれかに該当する 2 者の場合

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

エ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

オ 一方の会社等の大阪市又は当公社の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申請書
 - イ 印鑑証明書（原本）
 - 注 申請時において、発行日より3か月以内のものに限る。
 - ウ 使用印鑑届
 - エ 委任状
 - 注 入札参加の申請・入札・契約締結等の権限を委任する場合のみ必要。
 - 注 受任者は支店長・営業所長又はこれに準ずる地位以上の者に限る。
 - オ 小売電気事業者の届出が確認できる資料の写し
 - カ 契約実績調書
 - 注 契約書の写し等、供給場所の棟数、供給期間、年間の電力量の確認ができる資料を添付すること。
 - (発注元に確認することがある。)
 - キ 資本関係・人的関係に関する調書
- (2) 交付期間
平成30年3月1日（木）から平成30年3月14日（水）
9：00～17：00（12：15～13：00を除く。）
但し、土・日曜日及び祝日を除く。
- (3) 交付場所
下記にて受領するか、当公社ホームページよりダウンロードすること。
当公社 経理課（契約担当）
大阪市北区天神橋6丁目4番20号（住まい情報センター6階）
TEL 06-6882-7003
ホームページ <http://www.osaka-jk.or.jp/>
- (4) 受付日
平成30年3月13日（火）および平成30年3月14日（水）
9：00～17：00（12：15～13：00を除く。）
- (5) 受付場所
当公社 経理課（契約担当）
- (6) 申請書類は、入札参加受付期間に受付場所に持参して提出しなければならない。
- (7) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (8) 提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

6 入札参加申請書の取扱いについて

受付後の入札参加申請書の撤回は認めない。

7 入札参加者の指名等

- (1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査したうえ、平成30年3月19日（月）に電話にて指名通知し、指名通知書を交付する。
- (2) 指名されなかった申請者に対しては、理由を付して通知する。

8 質疑等

- (1) 仕様書等に疑義がある場合は、下記の日時までに質疑書をFAXにて提出すること。

質疑受付期限	平成30年3月23日（金）	17：00	まで
質疑提出先	当公社 住宅管理部管理課保全担当		

(2) 回答は、平成 30 年 3 月 27 日付で、当公社ホームページ上で掲載する。

9 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行日時

平成 30 年 3 月 30 日（金） 10：00

(2) 入札執行場所

当公社 5 階 入札室

10 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者、又は入札参加の指名をされなかった者

(2) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者

(3) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者

(4) 入札参加申請時より入札時までの間において、4- (6) に該当する事実が判明した者。ただし、該当する者の 1 者を除くすべてが入札を辞退した場合、残る 1 者は入札に参加することができる。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約保証人 不要

12 入札の無効

(1) 大阪市住宅供給公社経理規程第 67 条第 1 項の規定に該当する入札

(2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 上記 (1) の規定により落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじ等により落札者を決定する。

14 その他

(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(3) 消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額で入札すること。

15 特記事項

(1) 入札書の提出の際は、当公社所定の「内訳書【積算根拠及び契約単価】」、「内訳書【予定電気料金一覧（総括表）】及び「内訳書【予定電気料金一覧（契約種別ごと）】を添付すること。

内訳書の提出がない場合、又は内訳書の合計金額が入札金額と同額でない場合は、入札が無効となるので注意すること。

- (2) 入札書に添付する「内訳書【積算根拠及び契約単価】」について、内訳書に記入した料金区分、電力量の数値及び料金単価を契約単価とし、その記載内容に基づき契約を締結すること。

大阪市住宅供給公社経理規程（抄）

（入札の無効）

第67条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の日時までに提出又は到着しなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

2 入札の効力は、理事長が決定する。